（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十八人以内及び金融証券検査官五百三十三人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十五人以内及び調査官四百三十四人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十四人以内及び国有財産管理官三百四十六人以内を置く。

［２・３　略］

（財務事務所に置く課等）

第二百五十五条　［略］

２　前項の規定にかかわらず、東京財務事務所にあっては、理財課に代え、理財総括課、理財第一課、理財第二課、理財第三課、理財第四課、理財第五課、理財第六課、理財第七課及び理財第八課を置き、函館財務事務所、旭川財務事務所、釧路財務事務所及び帯広財務事務所にあっては、理財課を置かない。

［３・４　略］

（理財課、理財総括課、理財第一課、理財第二課、理財第三課、理財第四課、理財第五課、理財第六課、理財第七課及び理財第八課の所掌事務）

第二百五十八条　［略］

２　理財総括課、理財第一課、理財第二課、理財第三課、理財第四課、理財第五課、理財第六課、理財第七課及び理財第八課を置く場合には、それぞれの課は、財務大臣の承認を受けて財務局長が定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。

（税関情報監理官）

第二百六十二条　［略］

２　税関情報監理官は、命を受けて、関税、とん税及び特別とん税、内国消費税、国際観光旅客税並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税の貨物割（以下「貨物割」という。）（以下この款及び次款において「関税等」という。）の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締り（以下この条において「取締り等」という。）に資するため、取締り等に関する情報の収集、管理及び分析並びに当該情報に係る取締り等の実施その他税関長が指定する事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

（監視部の所掌事務）

第二百六十四条　監視部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　略］

三　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関すること（次条第一項第二号、第三号、第五号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事務並びに調査部の所掌に属するものを除く。）。

［四～九　略］

２　［略］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十八人以内及び金融証券検査官五百二十八人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十六人以内及び調査官四百十六人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十四人以内及び国有財産管理官三百四十五人以内を置く。

［２・３　同上］

（財務事務所に置く課等）

第二百五十五条　［同上］

２　前項の規定にかかわらず、東京財務事務所にあっては、理財課に代え、理財第一課、理財第二課、理財第三課、理財第四課、理財第五課、理財第六課、理財第七課及び理財第八課を置き、函館財務事務所、旭川財務事務所、釧路財務事務所及び帯広財務事務所にあっては、理財課を置かない。

［３・４　同上］

（理財課、理財第一課、理財第二課、理財第三課、理財第四課、理財第五課、理財第六課、理財第七課及び理財第八課の所掌事務）

第二百五十八条　［同上］

２　理財第一課、理財第二課、理財第三課、理財第四課、理財第五課、理財第六課、理財第七課及び理財第八課を置く場合には、それぞれの課は、財務大臣の承認を受けて財務局長が定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。

（税関情報監理官）

第二百六十二条　［同上］

２　税関情報監理官は、命を受けて、関税、とん税及び特別とん税、内国消費税、国際観光旅客税並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税の貨物割（以下「貨物割」という。）の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締り（以下この条において「取締り等」という。）に資するため、取締り等に関する情報の収集、管理及び分析並びに当該情報に係る取締り等の実施その他税関長が指定する事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

（監視部の所掌事務）

第二百六十四条　監視部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　同上］

三　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関すること（次条第一項第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事務並びに調査部の所掌に属するものを除く。）。

［四～九　同上］

２　［同上］